

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和8年4月1日

高槻市長 濱田 剛史

制限付一般競争入札要綱（電子入札）

1 発 注 番 号	16	2 工 事 名 称	高槻市立第八中学校昇降機設置その他改修工事
3 工 事 場 所	高槻市紅茸町5-1地内		
4 工 事 概 要	昇降機設置工事 ・昇降機設置工事 S造 地上4階 延べ面積65㎡ 15人乗り バリアフリー仕様 ・法適合改修工事 ・バリアフリー改修工事 ・その他工事		
5 工 期	議決日 から 令和 9年 9月30日 まで		
6 週 休 2 日 工 事	通期の週休2日工事（補正なし）		
7 労 務 費 ダンピング調査	対象（積算内訳書に記載した直接工事費が、本市積算の直接工事費の97%を下回った場合、理由を確認）		
8 入 札 参 加 資 格	次に掲げる要件を全て満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和8年度入札参加資格者名簿に登録されていること。 （ただし、必要書類が提出されていること。また、令和8年度新規登録業者でないこと。） (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。 （ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。） (5) 市内業者（高槻市内に本店を有する者）で、本市入札参加資格者名簿の「第1希望で建築一式工事」に登録され、級別格付の「建築A」に格付されていること。 (6) 平成28年度以降に国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注した建築一式工事で、元請けとして1件あたり請負契約金額8,000万円以上の施工実績があること。 特定建設業の許可を有し、専任の監理技術者の配置が可能であること。 ※特定営業所技術者を配置する場合、建設業法第26条の5に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、受注者において1件まで配置可とする。 ※建設業法第26条第3項第1号または第2号による監理技術者（特定営業所技術者を除く）に限り、他の工事との兼任配置を受注者において2件まで可とする。		
9 申 込 み 制 限	○ 別紙「申込み制限数ほか」のとおり		
10 設 計 図 書 等	○ 設計図書等の確認 : 電子入札システムの発注図書からダウンロードして確認すること。		
11 設 計 図 書 に 対 す る 質 問 及 び 回 答	(1) 質問の方法 : 設計図書に対する質問がある場合は、高槻市ホームページ等に掲載している「質問書」を、「(2) 質問書の提出先」に提出すること。 なお、入札手続に対する質問は電話にて随時受付を行う。 (2) 質問書の提出先 : https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11957 (3) 質問受付日時 : 令和8年4月10日 午後1時から 午後5時まで (4) 回答日時及び方法 : 令和8年4月15日 午前10時から 高槻市ホームページに掲載		
12 入 札 書 等 の 送 付	(1) 競争参加資格確認申請書／入札書 : 電子入札システムにより入札手続きを行うこと。 (2) その他の提出書類 : 下記(a)(b)を発注図書からダウンロードして作成のうえ、(1)と同時に提出すること。 (a) 添付資料 : tenpu16.xlsx (制限付一般競争入札参加申出書) (b) 内訳書 : utiwake16.xlsx (積算内訳書) 積算内訳書の合計金額(税抜き)は、入札金額と同一であること。 (3) くじ用数値の記入 : 最低入札者が複数になった場合に抽選を行うため、くじ用数値入力欄に3桁の数字を記入すること。 (4) 入札書受付開始日時 : 令和8年4月16日 午前9時0分から (5) 入札書受付締切日時 : 令和8年4月22日 午後5時0分まで なお、電子入札システムは土・日・祝日は終日稼働しない。		

13 入札参加資格の審査及び他の入札に参加している場合の取扱い	(1) 申込み制限数を超える場合、金額の低い案件を失格とする。また、本件の開札日までに手持ち工事数の制限に達した場合には、その時点で本件に係る入札参加資格を失うものとする。 (2) 制限付一般競争入札参加申出書等により入札参加資格を審査し、失格とする者には通知する。
14 入札成立の条件	○ 必要応募者数 : 応募時点で、応募者数が2に満たない場合は、入札不成立とする。
15 予 定 価 格	予定価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。
16 低入札調査基準価	調査基準価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。
17 失 格 基 準 価 格	本件は失格基準価格を設定しており、失格基準価格を下回る入札は失格とする。 ※失格基準価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。
18 支 払 条 件	(1) 前金払 : 有 高槻市公共工事の前金払に関する規則による。 (2) 部分払 : 1 回 (契約締結前に中間前金払と部分払のいずれかを選択)
19 保 証 金	(1) 入札保証金 : 免 除 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。) (2) 契約保証金 : 必 要 (契約金額の10%以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合は、20%以上とする。) ※小切手の場合、銀行保証に限る。
20 開 札 日 時 等	(1) 開札日時 : 令和 8 年 4 月 27 日 午後 2 時 30 分から なお、入札回数は1回とする。 (2) 開札場所 : 高槻市役所 本館 4 階 入札室
21 落 札 候 補 者	(1) 落札候補者の決定 : 開札の結果、失格基準価格による失格者を除き、予定価格と低入札価格調査基準価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札候補者として決定する。 (低入札価格調査基準価格を下回った場合、22(2)による。) (2) 最低入札者が複数の場合 : 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。
22 落 札 者 の 決 定	(1) 落札候補者の参加資格の再確認 : 落札候補者について下記書類の提出を求め、改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。 (2) 低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合 : 失格基準価格による失格者を除き、入札額が低入札価格調査基準価格を下回った場合、その入札額について調査を実施し、落札者を後日決定する。(最低入札者が複数の場合、抽選をして調査対象者を決定する。) なお、低入札価格調査基準価格を下回った入札者は、最も低い入札額を入れた者であっても落札者とならない場合がある。また、調査に協力しない入札者は、失格とする場合がある。 (3) 提出書類 : ・工事実績契約書の写し(本市の工事実績の場合は提出不要) ・監理技術者証(表・裏の両面)の写し ・兼任届(監理技術者補佐を専任配置することで監理技術者を兼任させる場合) ・労務費ダンピング調査理由書(対象者のみ)
23 契 約 書	(1) 契約書の作成 : 本市の定める様式により作成を要する。 (2) 電子契約を希望する場合 : 落札者決定後、下記URLから「高槻市電子契約システム用メールアドレス連絡票」を契約検査課に送信すること。 https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11263
24 無 効 の 入 札	(1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに高槻市競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。 (2) 本市工事(水道部を含む)の完成検査の結果、成績評定が70点未満に該当し、当該工事の成績評定を公表した日の翌月から1年を経過していない者の入札。 (3) 入札価格の積算内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの。 (4) 入札参加資格を確認された者であっても、開札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。 (5) 高槻市工事成績評定結果の入札制度への活用要領第4条第1項に該当する者の入札。

25 そ の 他	(1) 市ホームページ掲載の、高槻市低入札価格調査実施要綱を参照のうえ、入札に参加すること。 (2) 本案件は議決対象案件であるため、高槻市議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決がなされたとき本契約となるものとする。 (3) 入札日から仮契約締結日の間において、落札者が下記の事項に該当する場合は、契約を締結しないことがある。また、仮契約締結日から議会の議決に付すまでの間において、仮契約締結業者が下記の事項に該当する場合は、契約を解除することがある。 1. 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき又は同基準に掲げる措置事由に該当したとき。 2. 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に掲げる措置事由に該当したとき。 (4) 落札者決定後、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
----------	---

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。（ただし、「8 入札参加資格」における技術者の専任配置に関する条件を除く。）

高槻市桃園町2番1号
高槻市 総務部 契約検査課
電話 072-674-7502 FAX 072-674-2198
高槻市ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>